

第1回 内灘町災害復興計画検討委員会

1. 内灘町災害復興計画について
2. 全体のスケジュール
3. 内灘町における被害のあらまし
4. 液状化調査・検討について
5. 内灘町災害復興計画〔基本計画〕について

令和6年8月2日（金）

1. 内灘町災害復興計画について

■内灘町災害復興計画（〔基本計画〕＋〔まちづくり計画〕）の策定内容

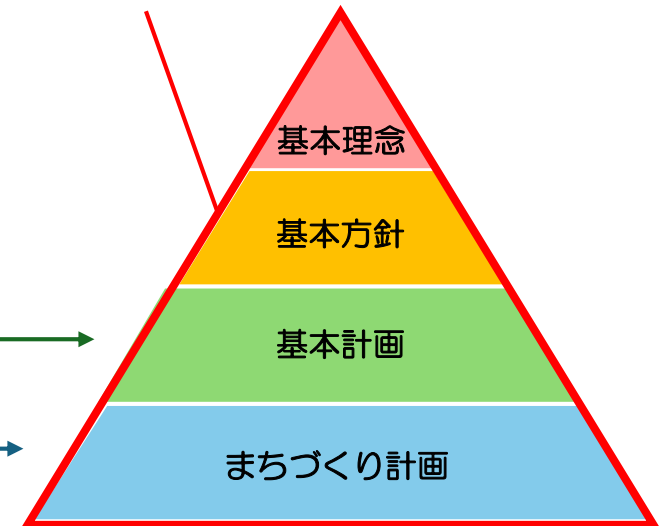
〔基本計画〕

- ・ 町民、行政および関係団体が認識を共有し、早期の復旧・復興の実現に向けて取り組んでいくために、内灘町の復旧・復興への道しるべとしての基本的な考え方を定めるものです。
- ・ 計画では、復旧・復興に向けての理念や基本方針を示すとともに、取り組むべき主要な施策を体系的に定めます。

〔まちづくり計画〕

- ・ 基本計画で示された基本理念や基本方針、施策を受け、地域の将来像とその実現手法を取りまとめ、被災地の復旧・復興を迅速かつ計画的に推進することを目的としています。
- ・ 液状化の被害を受けた地区別での再建手法などを含めた具体的方策案を示すものとしします。

内灘町災害復興計画



※基本理念（P15）及び基本方針（P16）は、内灘町災害復興本部で決定済み

※基本計画・まちづくり計画は、本委員会で検討

※町関連計画

- ・ 総合計画
- ・ 都市計画マスタープラン
- ・ 立地適正化計画 等

1. 内瀬町災害復興計画について

■対象エリア、対象期間

計画の対象

- ・液状化被害を受けたエリアを内瀬町災害復興計画の対象エリアの中心とします。
- ・ただし、生活再建のための住宅地の確保など、復興は町全体で取り組むべきものであり、防災意識や対策は町全体で担うべきものであるという考えのもと、被災地における復興を中心としつつ、町全体において防災まちづくりを進めるものとします。

計画の期間

- ・「石川県創造的復興プラン」と整合を図り、策定から令和14年度末（2032年度末）までの9年間とし、取り組んでいく各施策の目標達成時期を「短期」（2年）、「中期」（5年）、「長期」（9年）で定め、復興施策を進めるものとします。

R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
短期								
中期								
長期								

2. 全体のスケジュール

■計画策定スケジュール

計画策定

	2024年										2025年			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本理念・基本方針														
基本計画														
基本施策														
まちづくり計画														
事業区域・手法検討														
計画とりまとめ														
検討委員会						①		②	③			④		
住民説明会等	● 説明会					説明会 ● アンケート ●	地区協議会との意見交換							

国交省による調査（液状化調査・検討）

現況把握等													
ボーリング調査等													
液状化対策手法検討													
復興方策検討													
事業計画検討													

2. 全体のスケジュール

■委員会の協議内容

【第1回】(8/2)

- ・計画の概要説明
- ・スケジュール

【基本方針】

- ・復興の基本理念・基本方針
- ・基本方針別取り組み

【液状化調査・検討】

- ・液状化対策検討のための調査内容
- ・被災地の特性
- ・対策工法案
- ・今後の検討事項

【第2回】(10月上旬予定)

【基本計画】

- ・内瀬町における被害状況（とりまとめ）
- ・町民意向の概要
- ・基本方針別取り組み
- ・事業スケジュール 等

【まちづくり計画】

- ・復興に向けた考え方
- ・住宅再建・生活再建に向けた考え方

【第3回】(11月下旬予定)

【基本計画】

- ・基本計画案検討

【まちづくり計画】

- ・地域の将来像
- ・実現化にむけた事業手法とスケジュール（案）

【第4回】(2月中旬予定)

【まちづくり計画】

- ・まちづくり計画案検討

3. 内瀬町における被害のあらまし

■内瀬町における被災状況（R6. 7. 26時点）

最大震度	震度 5 弱
死者	1 名（うち災害関連死 1 名）
負傷者	重傷 5 名
避難所	8 箇所+自主避難所 9 箇所（5/9までに閉鎖）
避難者	1,869名
断水被害	約7,000世帯（4/15までに解消）
住家被害	2,202棟（全壊122棟、半壊549棟、一部損壊1,531棟）
非住家被害	598棟（全壊112棟、半壊278棟、一部損壊208棟）

■公費解体状況（R6. 7. 26時点）

公費解体（受付）	371棟（住家223棟、非住家148棟）
公費解体（着手）	48棟（住家 30棟、非住家 18棟）
公費解体（完了）	21棟（住家 15棟、非住家 6棟）

3. 内瀬町における被害のあらまし

■ 応急仮設住宅等の状況（R6. 7. 26時点）

賃貸型応急住宅	入居決定戸数	303戸
建設型応急住宅	建設戸数	75戸
	うち向栗崎団地（プレハブ）	23戸
	千鳥台団地（プレハブ）	11戸
	総合公園団地（プレハブ）	20戸
	宮坂団地（プレハブ）	11戸
	鶴ヶ丘団地（トレーラー）	10戸
	建設予定戸数	20戸
	室団地（木造）※11月完成予定	20戸
公営住宅（一時使用）	県営住宅	21戸
	うち鶴ヶ丘3丁目	15戸
	鶴ヶ丘	2戸
	白帆台	4戸



プレハブ
（向栗崎団地）



トレーラー
（鶴ヶ丘団地）

3. 内瀬町における被害のあらまし

■被災した主な公共施設

① 鶴ヶ丘東公民館	敷地の不同沈下、建物等の傾斜
② 総合グラウンド	グラウンド及び駐車場の亀裂、陥没・隆起、擁壁の倒壊、傾き等により使用不可
③ 鶴ヶ丘テニスコート	テニスコートの隆起、照明灯の傾き、駐車場の擁壁倒壊のため使用不可
④ 西荒屋小学校	敷地内亀裂及び隆起、校舎壁クラック、上下水道等の設備の破損により使用不可のため鶴ヶ丘小学校にて授業を実施。
⑤ 北部保育所	地盤傾斜に伴う建物全体の傾斜により、使用不可のため向栗崎保育所にて合同保育を実施。
⑥ 西荒屋公民館	敷地内亀裂及び隆起、建物全体の傾斜
⑦ 室公民館	敷地内亀裂及び隆起、建物等の傾斜

※その他、町内の公共施設への被害多数あり

3. 内灘町における被害のあらまし

■内灘町の被災状況



建築物応急危険度判定の結果

	危険(赤)		要注意(黄)		調査済(緑)		実施件数
向栗崎・旭ヶ丘	18件	14.6%	48件	39.0%	57件	46.4%	123件
鶴ヶ丘・大根布	50件	12.8%	102件	26.2%	238件	61.0%	390件
宮坂	85件	19.6%	111件	25.6%	228件	54.8%	424件
西荒屋	161件	37.2%	98件	22.6%	174件	40.2%	433件
室・湖西	118件	38.2%	77件	24.9%	114件	36.9%	309件
内灘町計	432件	25.7%	436件	26.0%	811件	48.3%	1,679件

3. 内瀬町における被害のあらまし

■内瀬町の被災状況



4. 液状化調査・検討について

■ 液状化対策検討のための調査内容

実施済み

- ・ 既存資料の収集・整理
- ・ 既存資料からの被害要因の把握検討

実施中

【地形、変位量の把握調査】 ⇒ 航空レーザー測量

【地質・地下水状況の把握、解析検討に必要なデータ取得のための調査】

⇒ ボーリング調査(8箇所)、サウンディング調査(16箇所)、原位置試験(揚水試験等)、室内土質試験

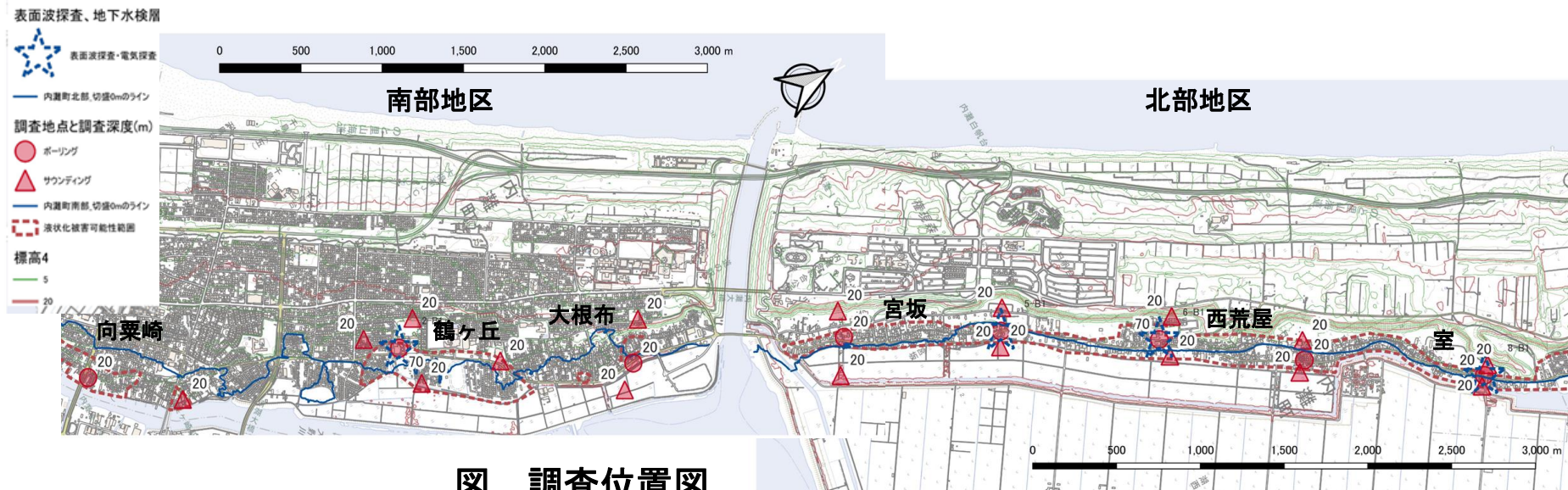


図 調査位置図

4. 液状化調査・検討について

■既存資料からの調査で判明した被災地の特性

- 【地形特性】：緩く干拓地側に傾斜(1～3度程度)した標高1～6m程度の低い土地
 - 【地質特性】：表層から砂丘砂(新砂丘)、砂(旧砂丘)、粘性土、砂、砂と粘土の互層、砂礫が分布
 - 【地下水特性】：概ねGL-1m前後と高く、高低差により砂丘から干拓地側に向けて流下
- ※北部と南部で、特性に違いはほとんどない
- ⇒上記の特性と震度5程度の地震動により、液状化による側方流動が発生したと考えられる

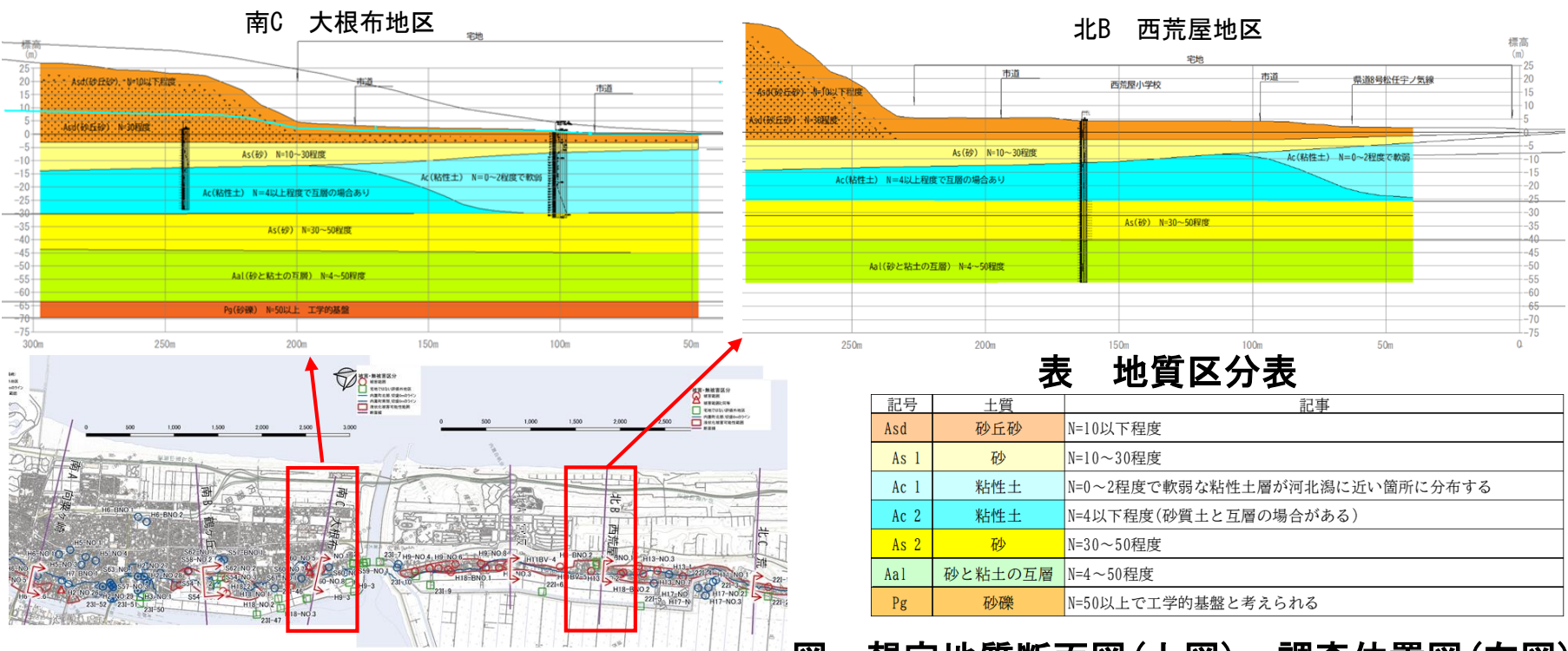


図 想定地質断面図(上図)、調査位置図(左図)

4. 液状化調査・検討について

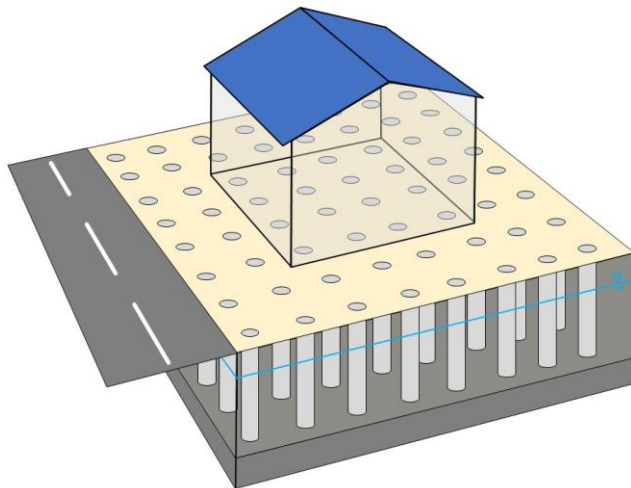
■地域特性等を踏まえた、現状で想定される対策工法案

①地盤改良工法

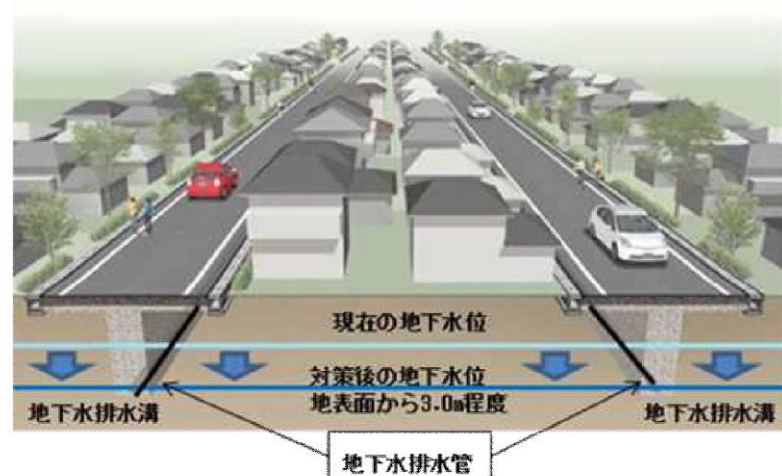
- 対策概要 : 密度増大工法などにより、地盤強度を上げて液状化を防ぐ
 メリット : 工法の種類・実績が多い、維持管理等が不要
 デメリット : 費用が比較的高く、家屋がある場合は施工に工夫が必要
 地盤改良ができない場所がある場合、再液状化リスクが残る

②地下水位低下工法

- 対策概要 : 公道に地下埋設管等を設置し、地下水位を低下させて液状化を防ぐ
 メリット : 宅地部の液状化対策が不要（家屋があっても施工が可能）
 デメリット : 集水管や排水ポンプ等の維持管理および費用が必要
 地下水位の低下による宅地の地盤沈下リスク



図① 地盤改良工法イメージ



図② 地下水位低下工法イメージ

出典：「市街地液状化対策推進ガイダンス【本編】」p5

4. 液状化調査・検討について

■ 今後の検討事項等

① 既存資料による地域特性の整理

② 想定される対策工法案の一次選定 (前頁)

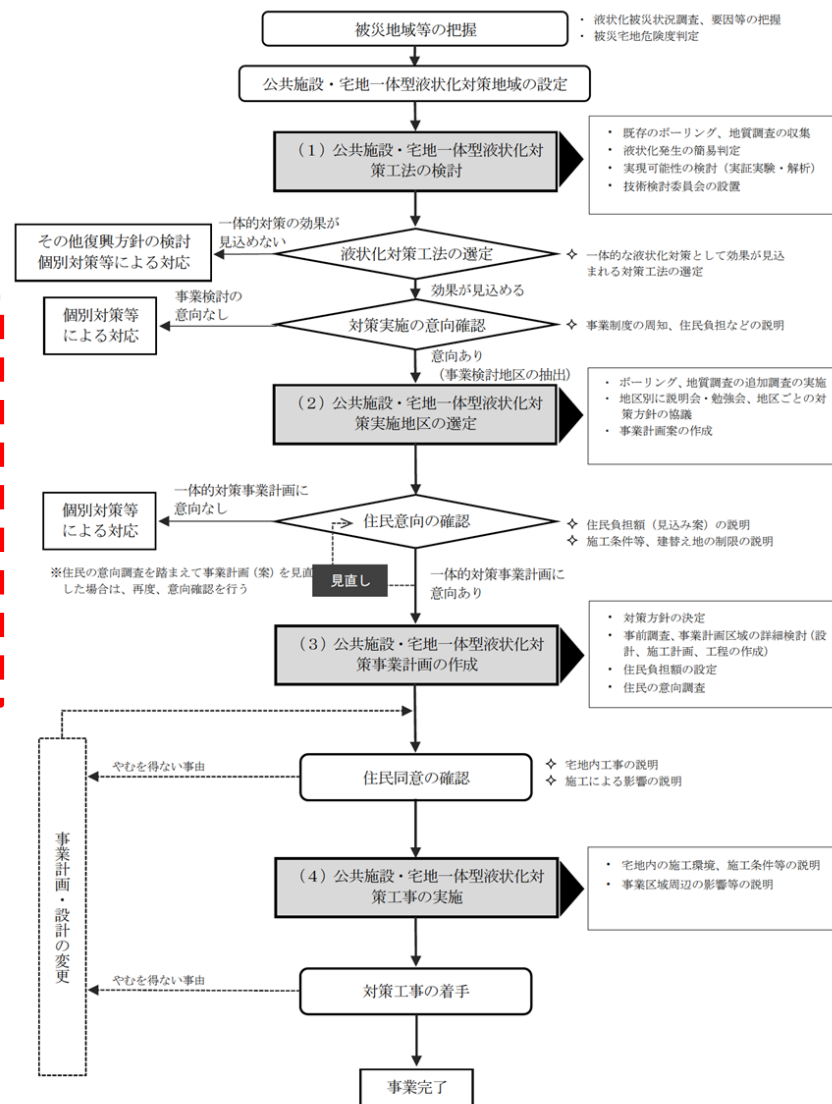
③ 液状化対策検討のための調査・解析・整理

④ 調査結果を踏まえた地域特性の整理

⑤ 想定される対策工法案の二次選定

⑥ 住民意向調査を踏まえた対策実施地区の選定

⑦ 対策実施地区に応じた対策工法の選定



出典: 「市街地液状化対策推進ガイダンス【本編】」 p58

図 対策事業検討の流れ

5. 内瀬町災害復興計画〔基本計画〕について

■ 基本理念

「ともに創ろう、災害に強く住みよい内瀬」

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、当たり前の日常が大きく揺るがされました。北部地区をはじめ、液状化による地盤の陥没や隆起により、住宅地や道路、上下水道などの公共インフラの被害が広範囲に発生し、本格的な復旧・復興に、かなりの時間を要することが見込まれます。

被災されたすべての方の住まいと暮らしを再建するためには、一人ひとりが前を向き、総力を結集して取り組んでいかなければなりません。

今後は、安心した日常生活を取り戻せるよう、3本の柱を基本方針に、町民のみなさまの意向を伺いながら、国や県、関係機関と緊密に連携し、一日も早い復旧・復興を強力に推し進めてまいります。

5. 内瀬町災害復興計画〔基本計画〕について

■復旧復興に向けた3本の柱（基本方針）

基本方針1．住まい・暮らしの再建

被災された町民に寄り添い、個々の被災状況に応じた、住まいと暮らしの再建を支援してまいります。国及び県の被災者支援制度に加え、町の実情に合わせた独自支援制度を検討して、生活再建を後押しするとともに、心身と健康の回復・維持に向けた、きめ細かなサポートを行ってまいります。

基本方針2．液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

町民の生活を支える公共インフラの復旧・復興を迅速に進めてまいります。液状化対策に重点をおいた宅地地盤と道路や上下水道など、一体的・効果的な整備方法により、持続可能で、安全・安心な災害に強いまちづくりを進めてまいります。

基本方針3．地域産業の再生

今回の災害により休業や減収を余儀なくされた町内事業者の方に対して、国、県と連携し、地域のなりわいをきめ細かく支援してまいります。

5. 内瀬町災害復興計画〔基本計画〕について

■復興に向けた体系



5. 内瀬町災害復興計画〔基本計画〕について

■復興に向けた今後の取り組み

基本方針 1. 住まい・暮らしの再建

具体的取り組み（例）

施策 1

被災者の
住まいの確保・
経済支援

- ・被災状況や地域性に応じた現地再建（宅地の復旧・液状化防止対策など）
- ・災害公営住宅の整備促進

- ・住宅再建・解体等の支援
- ・安全・安心な場所への居住地の確保
- ・寺社の復旧・復興

施策 2

被災者の
再建を担う
人材の確保

- ・各地区のコミュニティ活動の支援
- ・災害ボランティア活動の支援

- ・高等教育機関と連携した復興の促進
- ・復旧復興を担う業界（建設業等）の支援

施策 3

保健・福祉
環境の再建

- ・保健・福祉施設の利用促進
- ・被災者の心身の健康維持・増進

- ・保健・福祉人材の確保
- ・避難所や復興住宅における要配慮者への支援

施策 4

教育・子育て
環境の再建

- ・教育・子育て関連施設等の復旧（学校・保育所、総合グラウンドなど）

- ・被災した子育て世帯への支援

5. 内瀬町災害復興計画〔基本計画〕について

■復興に向けた今後の取り組み

基本方針2. 液状化を踏まえた災害に強いまちづくり

具体的取り組み（例）

施策1

社会基盤等の
復旧・対策
の推進

- ・ 道路や橋梁、ライフライン等の復旧・液状化防止対策の実施
- ・ 災害に強い主要幹線（県道）の復旧・復興
- ・ 災害に強い地区内道路（町道）の復旧・復興
- ・ 安全・安心な場所への居住地の確保
- ・ 防災・交流機能を備えた公園等の整備

施策2

持続的な
まちづくりの
推進

- ・ 各地区の復興まちづくり協議会等との連携
- ・ 地域や学校等における防災教育・訓練等の推進
- ・ 自主防災組織等の育成

施策3

震災の継承と
防災体制の
強化

- ・ 震災の記録・記憶の伝承
- ・ 災害情報伝達体制の強化
- ・ 消防・救急体制の強化
- ・ 他の自治体や民間企業、団体との災害協定等の締結
- ・ 避難施設等の運営体制の強化

5. 内瀬町災害復興計画〔基本計画〕について

■復興に向けた今後の取り組み

基本方針3. 地域産業の再生

具体的取り組み（例）

施策1

被災事業者への支援・再建

- ・ 事業者相談窓口の設置・充実
- ・ 事務所等への液状化対策に係る補助メニューの充実
- ・ 中小企業・小規模事業者の持続的な経済的支援

施策2

地域経済の復興・活性化

- ・ 地域応援クーポンの活用
- ・ 地域特産品の周知・販売
- ・ 商工会等と連携した創業・経営支援
- ・ 商工企業の誘致
- ・ 復興イベント等の開催による交流・関係人口の創出

施策3

農水畜産業の再生

- ・ 農水畜産関連施設の復旧・支援
- ・ 効率的な生産体制への支援（機械や設備、スマート化等に係る支援）
- ・ 担い手等の確保と人材育成

施策4

観光産業の再生

- ・ 観光関連施設の復旧
- ・ 魅力発信・国内外からの誘客促進
- ・ 自然・文化資源の保全（海岸や被災文化財の保全）